

指定地域密着型サービス認知症対応型共同生活介護（グループホーム）

グループホームみのりかじか 運営規程

第1条（事業の目的）

指定地域密着型サービス認知症対応型共同生活介護事業所「グループホームみのりかじか(三徳)」は、要介護者であって認知症であるものについて、共同生活住居において、家庭的な環境と地域住民との交流の下で入浴、排泄、食事等の介護その他の日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者がその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことを目的とする。

第2条（運営方針）

事業所の運営方針は、次のとおりとする。

- (1) 認知症になっても、その人らしい暮らしが継続できる支援を行うと共に、家庭的な環境のもと、ご利用者様の有する能力を引き出せるように努める。
- (2) 利用者の心身の状態を把握し、医療機関と連携を図り適切な対応に努める。
- (3) 地域の一員として地域活動を通じ、心豊かな生活の実現を目指す。

第3条（事業所の名称）

事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名称 指定地域密着型サービス認知症対応型共同生活介護事業所「グループホームみのりかじか」
- (2) 所在地 鳥取県東伯郡三朝町山田653-1

第4条（従業者の職種、員数および職務内容）

事業所に勤務する従業者の職種及び員数は次のとおりとする。

- (1) 管理者 1名
ア 管理者は、事業所の業務（経理・人事・指導・助言等）の総括の任にあたる。
- (2) 計画作成担当者 1名（計画作成担当者または介護支援専門員）
ア 計画作成担当者は、共同生活住居（以下「ユニット」という）ごとに配置し、グループホームで生活する際の利用者における生活全般のアセスメント及びケアプラン作成等のケアマネジメントを行う。
イ 介護支援専門員は、上記の職務のほか、介護支援専門員でない他の計画作成担当者の業務を監督する。
- (3) 介護従業者 5名以上
ア 介護従業者は、利用者の心身の状況に応じ、利用者の自立の支援と日常生活の充実に資するように従事する。
イ 介護従業者は、利用者の介護（食事・排泄・入浴等）全般に従事する。
ウ 夜間及び深夜の時間帯以外はユニットごとに3名を配置する。
エ 夜間及び深夜の時間帯を通じて1名以上の職員を配置する。

第5条（利用定員）

事業所の利用定員は次のとおりとする。

- (1) 利用定員 三徳（9名）

第6条（指定地域密着型サービス認知症対応型共同生活介護の内容及び利用料等）

- 1 法定代理受領サービスに該当する指定地域密着型サービス認知症対応型共同生活介護（以下、「介護サービス」という。）を提供した際には、利用料の一部として、地域密着型介護サービス費用基準額の負担割合に応じた額の支払いを利用者から受けるものとする。
- 2 介護保険給付対象サービスとして、下記のサービス等を提供するものとする。
 - ア 入浴、排泄、食事、着替え等の介護
 - イ 日常生活上の世話
 - ウ 日常生活の中での機能訓練
 - エ 相談、援助
- 3 介護保険対象外サービスとして、事業所は次に掲げる費用の額の支払いを利用者から受けるものとする。
 - (1) 居室費 1, 300円（1日当たり）
 - (2) 水道光熱費 300円（1日当たり）
夏季(7.8.9月) 冬季(12.1.2月) 料金として1日70円を追加
 - (3) 食材料費 300円（朝食）
350円（昼食）
350円（夕食）
 - (4) 理美容費 実費
 - (5) オムツ代 実費
 - (6) 前5号に掲げるもののほか、介護サービスにおいて提供される便宜のうち、日常生活において通常必要となるものに係る費用であって、その利用者に負担させることが適当と認められるもの。 実費
- 4 前項の費用の支払いを受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明を行い同意を受けることとする。

第7条（入居に当たっての留意事項）

入居に際して、あらかじめ利用申込者又は代理人に対し、重要事項を記した文書を交付して説明を行い、同意を得なければならない。

第8条（緊急時における対応）

介護サービスの提供時において、事故の発生、病状の急変、その他の緊事態が生じたときは、速やかに提携病院に連絡する等の措置を講ずるとともに、管理者に報告し、代理人又は身元引受人に連絡しなければならない。

第9条（非常災害対策）

- 1 介護サービスの提供中に天災その他の災害が発生した場合、従業者は利用者の避難等適切な措置を講じ、安全を確保する。また、日常的に対処方法及び避難経路、協力機関等との連携を確認する。
- 2 非常災害に備えて消防計画及び風水害、地震等の災害に対処するための計画を作成し、防火管理者または火器・消防などについての責任者を定め、定期的に避難、その他必要な訓練を行うものとする。

第10条（個人情報保護）

- 1 従業者は利用者の介護度、病状、ケアプラン、提供サービス内容、その他の個人情報について、在職中はもちろん退職後も第三者に故意又は過失により開示、提供または漏洩してはならない。
- 2 事業所は個人情報の利用目的を特定し、あらかじめ利用者本人又は代理人、身元引受人の同意を得て取り扱うものとする。

第11条（感染症対策）

- 1 感染症予防及び蔓延防止のための指針を策定し、感染予防対策委員会にて随時見直しを行う。
- 2 職員に対し、感染症予防及び蔓延防止に関する研修会を年1回以上行う。
- 3 感染症予防及び蔓延防止のため、毎月1回の感染予防対策委員会を開催する。
- 4 前3項に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置く。

第12条（虐待防止・身体拘束廃止）

- 1 虐待防止・身体拘束廃止のため身体拘束廃止・虐待防止委員会を設置し、3か月に1回以上の身体拘束廃止・虐待防止委員会を開催する。但し、虐待・身体拘束が疑われる事態が判明した際は、即刻身体拘束廃止・虐待防止委員会を開催する。
- 2 虐待防止・身体拘束廃止のための指針を整備し、身体拘束廃止・虐待防止委員会に置いて随時見直しを行う。
- 3 職員に対し、虐待防止・身体拘束廃止に関する研修会を年1回以上実施する。
- 4 前3項に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置く。

第13条（苦情対応）

- 1 提供した介護サービスに係る利用者及び代理人、身元引受人からの苦情には、事業所内担当者及び第三者委員会により迅速かつ適切に対応するものとする。
- 2 一連の苦情内容及び対応に係る活動結果を報告書にまとめ記録を残すものとする。

第14条（記録の整備）

事業所は、利用者に対する介護サービスの提供に関する記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。

附 則

この規程は、平成16年4月1日から施行する。

この規程は、平成18年4月1日から一部改訂し施行する。

この規程は、平成18年12月1日から一部改訂し施行する。

この規程は、平成21年4月1日から一部改訂し施行する。

この規程は、平成27年4月1日から一部改訂し施行する。

この規程は、平成27年8月1日から一部改訂し施行する。

この規程は、令和6年3月31日から一部改訂し施行する。